洋上風力発電に係る電源投資を確実に 完遂させるための制度のあり方について

2024年10月28日 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

今般の制度検討の基本的な考え方

- 洋上風力発電は、安価なエネルギー供給に資する電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速に案件形成が進展する世界各国と同様、我が国においても、再エネ主力電源化に向けた「切り札」である。引き続き、こうした位置付けに変わりはなく、再エネ海域利用法等により積極的に導入を推進していく。
- 他方で、洋上風力発電への電源投資は、大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる事業組成を促進することが、投資の確実性を高めていく上で重要である。実際、世界的にも、サプライチェーンの逼迫やインフレによる費用増大などによる収入・費用の変動を原因として、事業の中断や撤退も発生しており、それに対して所要の措置が講じられている。
- 今般の制度検討に当たっては、こうした世界的な情勢変化の中で、我が国における再工ネ主力電源化の実現を 確実なものとしていく観点から、引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化 に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸とする。
- 具体的には、国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進める。

<本WGでの論点案>

I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方

① 迅速性と確実な事業実施の両立に向けた運転開始時期の設定

《公募評価関係》

② 確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対策の重点評価

《事業者選定後関係》

③ 撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

《公募評価関係》

④ ゼロプレミアム水準に対する考え方

Ⅱ. 収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方

電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームの導入

《事業者選定後関係》

Ⅲ. 事業計画の柔軟性に関する考え方

主要製品に係る計画変更要件の整理

《事業者選定後関係》

- 1. 前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な 御指摘事項
- 2. 事業者ヒアリングの結果概要
- 3. 前回議論を踏まえた具体的な考え方案の整理
- 4. 残る論点についての考え方

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項①

全般に関するコメント

- 海外でも風力発電事業者が倒れている中、国内の風力発電事業者を適切に維持支援していこうという国の 意思の現れ</u>と思う。風力を適切に成長させていけるように意識されている。なので、業界全体で良い方向に進むように、事業中止にならないようにと強く望む。その意味でも、事業者が提示する計画が責任を持って実施されるにはどうしたらいいのかを念頭に考えていくことが必要だと改めて思った。(飯田委員)
- 事業者からのヒアリングは非常に興味深く聞かせていただいた。<u>事業者の方はいろんな意味で弾力化するのが望ましいと仰る、それは当然</u>だと思う。一方で、<u>国全体の利益とのバランスがどうとれるかというのが、色々な点で問題</u>である。(來生委員長)
- この会議の議題が「電源投資を確実に完遂させるための制度」であるため、入札後に完遂できるかということを 挙げるわけだが、そのためにはある程度の自由度とか、あるいはコストをどう反映させるかなどについて対応しなければならない。その通りだが、逆に言うとさっき事務局からあったように、やってみると公平性や入札の適正性といった問題も出てくると思う。その辺をどうバランスさせるかが、基本的なポイントになるのだと、皆さんのご意見から考え、感じた。(山内座長)

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項②

<u>論点 I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方</u> ①迅速性評価についての考え方

- 丁寧に事業を進めようと思えば、運転開始まで6年以上必要となることもあり得る。<u>最速で6年であれば問題ないが、無理をして6年というのは避けるべき</u>だと考える。点数のグラフについては、理想とする運転開始までの年数の前後で点数が大きく変わるようなルールにするという考え方もあるのではないかと思う。(菊池委員)
- 陸上の系統接続に6年以上かかる海域が今後想定されるとあるが、例えば系統接続に8年かかるとすれば、この8年を前提に、基準の期間を考えるのが合理的ではないか。一定の目安を置くとしても6年がいいのか、事業者の話を聞くと6年でもちょっときついのではないかという気もした。あくまでも通常要する期間あるいはその合理的に完工が期待できる期間をコンセプトとして明確化して、今後の入札において海域毎の特性、難易度、規模、湾岸の利用可能者、あるいはセントラル方式の要素も勘案する必要が出てくると思う。そういう状況に応じて基準日を個別に検討、調整する余地を残しておくことを検討いただきたい。(桑原委員)
- 迅速性を意識して作るのは重要だが、20点の配点が多すぎないかと思った。点数配分を他のところから減らして リスクシナリオに対して加点する話だが、迅速性を意識したリスクであれば、迅速性から4点分減らして振り分けて も良いのではないか。(飯田委員)
- <u>迅速性については基本的に今回の事務局の改定について賛成</u>。ただ、一点今後明確にすべきなのは、海域によっては系統整備等の理由で明らかに6年ではできない場合がありうるということ。明らかに6年でできない場合は、それがわかった時点で期間を柔軟に設定できるということを明確にした方がよい。(石原委員)
- (基準年が) 6年がいいのか、7年なのか8年なのかはわからないが、<u>各海域共通の方針とはしつつも、海域の様々な条件を考慮できる、例えば長くなってもよいとか、考慮できる工夫を行うというような記述が、青枠の中に必要ではないか。</u>(片石委員)

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項③

<u>論点 I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方</u> ②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

- <u>10点から14点の実施体制の点数の変更は、定量的にも評価できとてもよいと思う</u>。一般的に言うと、会社の財務力は、海外では、しっかりと評価しているので、実施体制も、このリスク評価の中で何らかの形で見えるようにすればいいのかなと思った。(石原委員)
- リスクシナリオを重視していることが分かる非常によい資料。(菊池委員)
- <u>運転開始以降の点数を減らして運転開始までの事業計画に回すのは、運転開始以降が軽視されないかと懸</u>念。(飯田委員)

論点 I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方 ③保証金制度のあり方

- 日本の事情をよく考慮して設定するべきで、事業者の納得感も大事。(飯田委員)
- 新しい議論となり恐縮だが、<u>保証金は国庫納付だと理解しているが、この洋上風力発電事業が遅れることに</u>よって地域振興も遅れると思うので、地域の支援にも使えるようにできると良いと思った。(飯田委員)
- 前回の委員会に出席できなかったが、事業が実施できなかった場合に地域に配慮するという視点が必要ではという意見を出した。保証金を何らかの形で地域振興に使えたらいいなと思い、飯田委員の意見に賛同する。そのような検討もしていただければと思う。(片石委員)

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項④

論点 I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方 ④ゼロプレミアム水準に対する考え方

- 先ほどの事業者の話をお聞きすると、評価されるオフテイカーとの契約のあり方のガイダンスを示していくことも是非やっていただければと思う。そうは言ってもこれがまだ実務に定着していない状況を考えると、やはりゼロプレミアム水準での入札における価格評価のあり方自体をもう少し検討してみる必要がある。もちろん国民負担の点は十分に勘案することを前提に、価格評価のあり方を考える方向性が良いのではと思った。事務局での更なるご検討をお願いしたい。(桑原委員)
- 事業者ヒアリングで認識したのは、現状、事業者は<u>オフテイカーとの間のコーポレートPPAに価格調整条項を入れることは極めて困難と認識</u>しているということ。海外では、一部価格調整を入れている事例もないわけではないと思うが、少なくとも現状、日本でそのようなマーケットの環境ではないということを改めて確認できた。<u>ただ、ここで示していくことは、今後の方向性としては有効だと思う</u>。(原田委員)
- 結局、現行の評価制度はゼロプレミアムを誘導しており、ゼロプレミアムでなければ勝てないと事業者の皆さんは思っている。他方で、価格調整メカニズムについてゼロプレミアム案件をどう考えるか。難しい問題だが、今日のヒアリングを聞いてもそこは非常に大きな問題との印象を受けた。(來生委員長)

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項⑤

論点I. 収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方 諸外国で導入されている調整条項(価格調整スキーム)の導入検討

- 基本的な考え方として、インフレ調整を入れる以上は、逆にデフレ調整も入れて上振れも下振れもあること、上限下限を設けてその方の中での調整をするという方向性に違和感はない。もっとも、<u>調整のタイミングについては、</u>先ほどの事業者の話を聞くと、ファイナンスの観点、あるいは、プロジェクトをしっかりとワークさせるためには、<u>FID(※)のタイミングにするのがやはり合理的</u>なのかなと思う。このFIDのタイミングが前倒し、あるいは後ろ倒しになるのであれば、そこに合わせていくことでしかワークしないのかなと思った。<u>FIDのタイミングを使うと恣意的な動きが生じる懸念が仮に生じるとすると、それは別途検討が必要かもしれない</u>が、やはりファイナンスがワークするように考えることが重要。(桑原委員)
- FIDの時期と価格指数の参照基準日は、プラクティスとして事業者の方が仰っており、FIDの時期が流動的な場合があることは実務的にはよく見られると認識。一方でどこにFIDを置くかは、事業者のフレキシビリティと創意工夫の余地でもあると思う。その点から、一律に設定せず、事業者が設定したFIDの日を基準にすることは、合理的だと考える。あとは、恣意性を出さないような工夫が必要となってくると思う。(原田委員)
- <u>為替の影響について、一定は価格調整スキームに含めるという案は、事業者にとっても、私どもファイナンスにとっても大変ありがたい</u>。欧州や北米と異なり、コストと収入がナチュラルヘッジできないような国については、こういうものがないと色々難しくなってくると思う。これまでも、洋上ではないが大型の発電プラント、石油化学プラントでは、よく見られるようなスキームなので、是非入れていただきたいと思う。気になっているのは、なるべくアッセンブリ含めて風車の日本の国内生産を促すという観点があるので、輸入の為替費用は全て補填することになると、国内生産のインセンティブが損ねられる恐れも出てくる。メッセージの出し方も含めて、考慮する必要がある。(原田委員)

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項⑥

論点Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方 主要製品に係る計画変更要件の整理

- 前回も申し上げたが、事業者からもご指摘があったので再度コメントしたい。自己の過失による保証金没収の定義について、大規模工事では、遅延の原因がかなり複合的であり、遅延に関する過失を誰の帰責か白黒はっきり決めるのはとても難しい。例えばどこまでがサプライヤー由来でどこまでが施工の不良なのか、これは海外の事例では法的な交渉になって、場合によっては訴訟となる。そのため、これを今の段階で定義するのは、実際の問題が生じた場合にどこまでアプライできるのかなというのは疑問。第三者委員会等で個別事案に応じて検討するという仕組みは素晴らしいと思うし、場合によっては、金額の多寡も含めて、第三者委員会で議論するようなケースもあっていいのかなと考えている。(原田委員)
- 事業者ヒアリングまでは、基本的には事務局案でいいのかなと思っていたが、やはり話を聞くと、<u>風車の変更をあらかじめ織り込んだ計画にしてもらう等何か方策を考えないと、風車メーカーにやられっぱなしになる</u>、あるいは、評価を見直すことになることも含め計画変更で対応しなければいけなくなる。そこで対応するのは限界があると思った。 最初の事業計画の段階から、もう少し織り込めるものを提案できないか、工夫の余地がないのかを事務局には是非検討していただきたい。(桑原委員)
- 風車メーカーの変更が厳しいという点で、事業者から2年程度は必要ではないかというお話があった。価格競争をしていただかないと、調達コストに跳ね上がってくるため、かなりの価格の変動があった場合には、それを迅速性の評価のところから外すといいましょうか、逆に言うと、期間を延ばしたからといって、第三者委員会の承認をもらえればということになると思うが、ペナルティを課さない方向に変更していただけるといいのかなと思った。(大串委員)

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な御指摘事項⑦

論点Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方主要製品に係る計画変更要件の整理

- 風車メーカーの変更は、競争性を確保する上では重要。もっとも、日本の風力事業は風車メーカーの変更のリスクがあると捉えられて、メーカーが離れてしまうリスクにも注意してほしい。(飯田委員)
- 公募占用計画で一番大きな要素は、恐らくどの風車メーカーを使うかという点。それが事業全体に大きな影響を与える。現在の風車メーカーの市場構造が変わらないときに、どこまで弾力化できるのだろうか。寡占状態にある大型風車メーカーが、日本の第4ラウンド以降の対応を見て、どう行動するかが気になる。風車メーカーの変更は弾力的なものではなくて、事業遂行される方にとってもすごく大きな決定的な変更。例外的な現象として考えざるを得ないのではないか。非常に保守的な議論だが、固定すべきではないというのは賛同するが、現在の市場構造が変わらなければ、例外的な現象として取り扱わざるを得ないのではないか。(來生委員長)

1. 前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な 御指摘事項

- 2. 事業者ヒアリングの結果概要
- 3. 前回議論を踏まえた具体的な考え方案の整理
- 4. 残る論点についての考え方

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))における事業者ヒアリング結果①

論点 I ①迅速性

- (1) 想定される最速の運転開始時期の見直し方針については各社とも賛同。
- (2)満点となる期間を5年6ヶ月とすることは引き続きタイトであるため、<u>海域毎の実情に合わせた長いスパンで</u>の基準日としてほしいとの意見が多く出された。

論点 I ②リスクシナリオ

- (1) リスクシナリオを特に重点的に評価する見直し方針については各社とも賛同。
- (2) <u>配点変更について、見直し方針に賛同する意見が多く出された</u>。一方で、資金・収支計画の点数を大きくする点は一定理解はできるが、インフレ対応は価格調整スキームを導入することにより一定程度緩和されるため、現状維持でもいいのではないか等の意見あり。

論点 I ③保証金制度

- (1) 保証金を段階的に没収する見直し方針については各社とも賛同。
- (2) <u>保証金額の増額については、見直し方針に賛同する意見もある</u>一方で、増額することは事業者の抱えるリスクも増大することから、事業者にとって厳しいものであるとの意見もあった。

論点 I ④ゼロプレミアム水準

- (1)物価変動スキームが織り込まれたオフテイカーとの相対取引契約を評価していく方針については、受け入れ可能なオフテイカーの総数が少ないため、<u>オフテイカーに促していく観点からも本方針に賛同する</u>との意見もあった。
- (2) 価格調整スキームを導入してもゼロプレミアム入札には有効に機能しないため、<u>価格点と定性点のバランスの</u> 見直しなどの制度設計が必要との意見あり。

1.

前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))における事業者ヒアリング結果②

論点Ⅱ 価格調整スキーム

- (1) 価格調整スキームの導入方針については各社とも賛同。
- (2) 物価変動を調整するタイミングについては、変動後物価指数のタイミングを事業者の設定するFIDの時期としてほしいとの意見あり。また、物価変動フォーミュラに金利変動を織り込んでほしいとの意見あり。

論点Ⅲ. 事業計画の柔軟性

(1) 事業計画の柔軟性については、<u>賛同する意見が多く出された</u>。一方で、事業計画の変更に伴い評価点が下がる際の追加的な取組については、現実問題として見通せないとの意見あり。

- 1. 前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な 御指摘事項
- 2. 事業者ヒアリングの結果概要
- 3. 前回議論を踏まえた具体的な考え方案の整理
- 4. 残る論点についての考え方

I.①迅速性評価についての考え方

- 迅速性評価は、2030年エネルギーミックス等の政策目標に資する計画を評価するため、促進区域と一体的に利用できる港湾の利用可能期間等を踏まえ、2030年度末を終点(0点)に、想定される最速の運転開始時期※1から更なる事業者の創意工夫(6ヶ月)を考慮した時期を満点(20点)として、段階的に評価するものであり、第2ラウンドから採用。
 - ※1 想定される最速の運転開始時期は、基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を考慮し、基地港湾の利用開始後2年9ヶ月目に運転開始する想定。
- 実際、第1ラウンド選定事業者(長崎県五島市沖は除く)は、事業者選定日から運転開始日までの平均期間が7年7ヶ月であったが、迅速性を採用した第2ラウンドでは、選定事業者の運転開始日までの平均期間は5年3ヶ月、第2ラウンド全公募参加者の平均期間であっても6年1ヶ月と、大幅に期間を短縮する結果となった。
- 一方で、海外では、ウクライナ戦争を受けたエネルギー安全保障の高まりから洋上風力導入が加速しており、世界的にサプライチェーンが逼迫している状況であり、そこにインフレの波が押し寄せるなど事業環境が変化。このため、世界ではプロジェクトの中断や撤退する事例が複数発生しており、我が国においても洋上風力事業に関する不確実性が高まっている状況。
- このため、このような事業環境下であっても、**事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう、新た** な評価方法の考え方を整理する。

I.①迅速性評価についての考え方

①最速の運転開始時期について

・現行の評価制度では、港湾の利用可能期間を踏まえて想定される最速の運転開始時期を設定しているが、第2ラウンド公募では、基地港湾を含む複数の港湾を利用する計画が提出されるなど、**早期の運転開始に向けて 今後も多様な事業計画の提出が見込まれる**ことから、最速の運転開始時期は、**港湾の利用期間に依存しない 各海域統一の考え方を設定する**。

(<u>各海域統一の考え方の例</u>)

- ▶ 迅速性を求めた第2ラウンド公募全参加者の運転開始までの平均期間も、また、海外における直近の運転開始期間も約6年※1であることから、6年を基準日とし、そこから更なる事業者の創意工夫(6ヶ月)を考慮した期間である5年6ヶ月※2を満点(20点)として、開発期間に応じて減点していく段階評価とする。
 - ※1 2017年以降、14件の事業計画が進捗しているドイツでは、運転開始までの平均期間は6年1ヶ月。(デンマークは入札方式の開発案件が1件と少数であること、オランダは6件あるが環境アセス等の調査を政府が全面的に行うなど日本と状況が異なることから、ドイツのみを参考とする。)
 - ※2 第2ラウンド選定事業者の運転開始日までの平均期間は約5年3ヶ月であり、ほぼ同一となる。

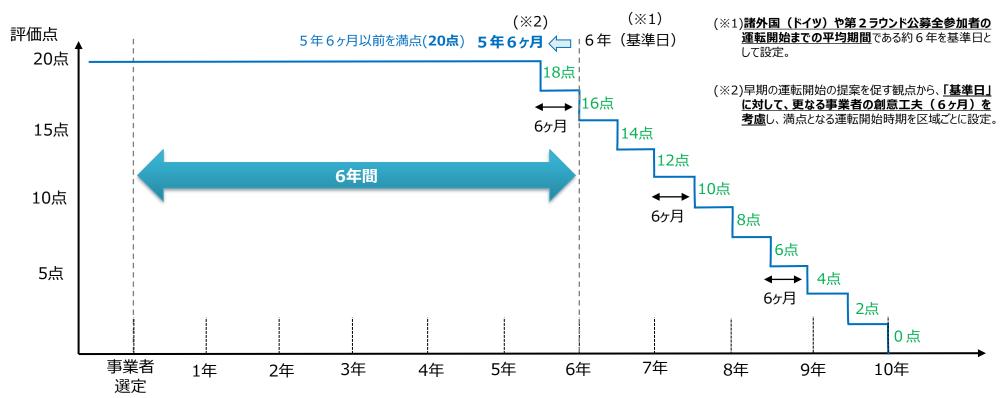
②段階評価について

- ・階段の幅(期間)や階段毎の点差については、i)階段の幅を長くすればするほど、階段毎の点差を大きくすればするほど、事業者は無理な事業計画を策定し多くの点数を得ようとする傾向が高まること、ii)各海域統一の考え方とする場合、20点から0点までの幅を一定期間とらなければ海域の状況によっては0点しかとれないことも考えられるため、階段幅の短い※3緩やかな階段形状※4とする。(半年毎、2点減点)
 - ※3 第16回洋上WG合同会議にて、数ヶ月程度の遅延に評価上の差を設けることは合理的でないため、階段幅は半年 ~ 1 年以内で設定することとしている。
 - ※4 終点(0点)が10年目となる緩やかな階段形状は、② ii)に加え、陸上の系統接続に6年以上かかる海域も想定される ことから設定するものであり、引き続き事業者に対し迅速性を求めていく方針に変わりはない。

I. ①迅速性評価についての考え方

【迅速性評価についての考え方(案)】

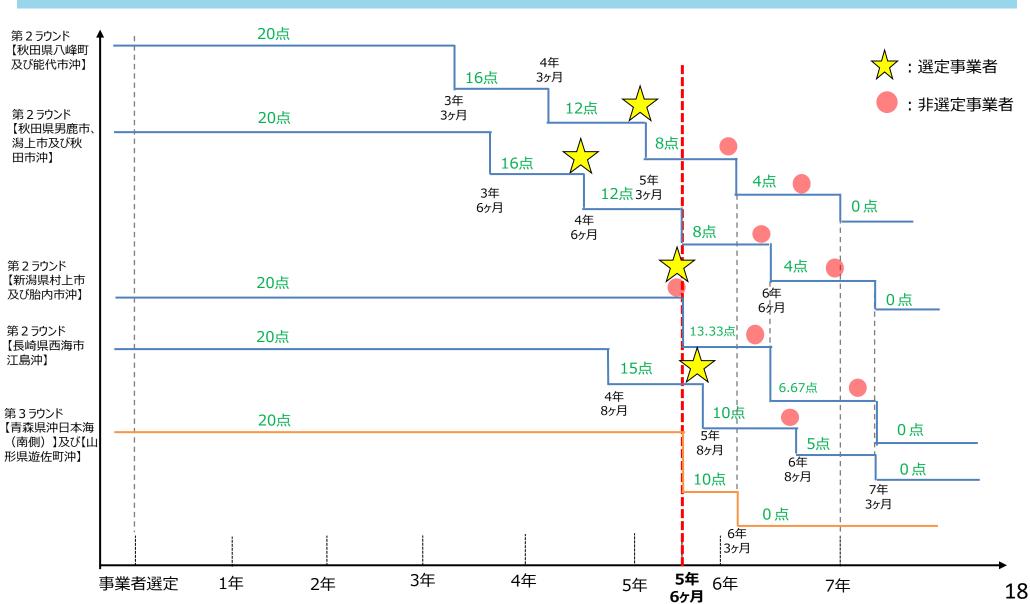
- 諸外国(ドイツ)及び迅速性を求めた第2ラウンド公募全参加者の運転開始までの平均期間である約6年を基準日とし、そこから更なる事業者の創意工夫(6ヶ月)を考慮した期間である5年6ヶ月を満点(20点)とする。また、階段の幅(期間)や階段毎の点差については、半年毎、2点減点とする。
- 本方針は、各海域共通の方針とする。
 - ※本迅速性評価の中で評価できないことが明らかである場合には(運転開始まで10年以上かかることが自明である場合など)、 迅速性評価の考え方を必要に応じて見直す。



(参考) 第2ラウンド、第3ラウンドの階段形状と第2ラウンドの運転開始日入札実績

第26回洋上WG合同会議 (9/26) 資料2より抜粋

- 第2ラウンドの運転開始日までの平均期間は、選定事業者が5年3ヶ月、全公募参加者が6年1ヶ月。
- 5年6ヶ月は、第2ラウンドの新潟県及び第3ラウンドの満点の期間と同一。



I.②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1を黒字化

- リスクシナリオへの対応については、第1ラウンドでは事業計画の実現性とは独立した項目として評価を行っていたが、 より確実な事業実施が見込まれる事業計画を高く評価する観点から、第2ラウンドからは事業計画の各評価項 目と一体的に評価を行い、リスクシナリオへの対応が優れていなければ各項目の高評価を得られない制度とした。
- 他方で、前述のとおり、サプライチェーンの逼迫やインフレ等の影響により、世界ではプロジェクトの中断や撤退事 **例が複数発生**しており、**我が国においても洋上風力事業に関する不確実性が高まっている**ことから、これまで以上 に確実な事業実施を担保する仕組みが求められる。
- 以上から、**特に顕在化している以下のリスク要因**について、事業者により効果的なリスク対応を実施してもらう観点 から、対応するリスクシナリオへの効果的な対策を特に高く評価する仕組みとして考え方を整理する。その際、配 点の変更についても併せて整理する。

【昨今特に顕在化しているリスクと対応するリスクシナリオ】

	【リスク要因】	【対応するリスクシナリオ】
1	インフレによる調達・建設 コストや人件費の高騰等	「 資金・収支計画」 に関するリ スクシナリオ
2	調達・建設等の遅延	「運転開始までの事業計画」 に関するリスクシナリオ
3	人員不足や部品の調達 不良によるコスト増	「サプライチェーンの強靱性 等」に関するリスクシナリオ

【事業の実施能力評価(見直し案)】

事業の実施能力 【80点】 ① 事業計画の迅速 ② 事業計画の ③ 事業計画の ④ 電力安定供給 性【20点】 基盤面【20点】 実行面【20点】 【20点】 ● 運転開始まで ● 運転開始時期 ● 事業実施体 **● サプライチェー** 制·実績 の事業計画 ンの強靱性等 ① = 基礎点 ※1 【10→6点】 【15→16点】 ×23の評価点 (3) 運転開始以 比率※2 資金・ 収支計画 降の事業計画 ※1 運転開始時期に応じ 【10→14点】 【5→4点】 た点数 ※2 配点40点に対する **(2**) 比率 ただし、23の合計点が、 配点(40点)の5割未 満の場合、①は0点

I. ②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より抜粋

【リスクシナリオへの対応に関する考え方案】

● 「資金・収支計画」、「運転開始までの事業計画」、「電力安定供給」の各項目のトップランナー評価区分において評価するリスクシナリオについて、<u>従来の独自のリスクシナリオ対応策等を評価する方法から、事業実施にクリティカルに影響するリスクを公募占用指針に定めるとともに、そのリスクに対する具体的かつ効果的な提案も併せて評価する方法とする。 ※横並びの観点から「事業実施体制・実績」、「運転開始以降の事業計画」についても同様の評価方法とする。</u>

1 資金・収支計画に係るリスクシナリオの重点評価

【現行制度】

<公募占用指針第8章(3) iii)資金·収支計画>

【トップランナー(10点)】

○「優れている」と評価されるもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独 自に行ったリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切 な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、 事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。

【優れている(7.5点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①~②いずれも満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が優れていると 評価されるもの。
- ② プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析 シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザ リー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。

【ミドルランナー(5点)】

○「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により 資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。

【見直し案】

<公募占用指針第8章(3) iii)資金·収支計画>

【トップランナー (14点)】

- 「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①**、②のいずれも**満たすもの。
- ① **公募占用指針で示すリスクシナリオ**について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【優れている(7.5点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①、②のいずれかを満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【ミドルランナー(5点)】

- ○「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②のいずれも満たすもの。
- ① 財務やテクニカルアドバイザリー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・ 評価しているもの。
- ② プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で示される感度分析 シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザ リー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。

【考え方案】

- ・現行制度では、<u>指針で示すリスクシナリオ(次頁参照)への対応</u>が優れていると評価される場合には「優れている(7.5点)」評価としているが、**トップランナーの要件 にも加える**よう、評価基準の見直しを図ることとしてはどうか。
- ・加えて、**当該リスクシナリオへの対応を重点的に評価**を行う観点から、**トップランナーの配点を10点から14点に変更**を行うこととしてはどうか。

(参考) 第2ラウンド公募占用指針に示すリスクシナリオ

第26回洋上WG合同会議 (9/26) 資料2より抜粋

①資金・収支計画におけるリスクシナリオ

対応する評価 カテゴリ	リスクシナリオ区分			リスクシナリオの概要
	運転開始までの資金調達	追加資金調達の発生		・金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足するリスク。・工期遅延等により開発・建設費用が増加(コストオーバーラン)し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。
			風況変動	・風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク 【感度分析】風況が超過確率P90の場合の発電電力量となる場合
			故障や事故による稼働 率低迷	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、稼働率が低迷することで想定発電量が減少するリスク
	運転開始以降のキャッシュフロー	収入減少	出力制御	・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力制御が発生し、 想定発電量が減少するリスク
			卸市場価格低下	・卸市場価格が低下した場合のリスク(卸市場価格に連動する相対取引契約下での売電についても該当)
資金・収支計画			オフテイカーの契約不履行・倒産	・相対取引の需要家の財務状況悪化等により、相対取引契約の不履行が発生するリスク (未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む)
		費用増加	金利変動	・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク
			インバランス負担変動	・(FIP制度の下で)インバランス負担が増大するリスク
			故障や事故による費用	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク
			増大	【感度分析】事業期間(運転開始以降のみ)に渡って支払う維持管理費用の 総額が10%増大する場合
			物価・人件費高騰	・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク
				保険料上昇

I. ②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より抜粋

②運転開始までの事業計画に係るリスクシナリオの重点評価

【現行制度】

<公募占用指針第8章(3) iv) 運転開始までの事業計画>

【トップランナー(15点)】

- ○「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②のいずれも満たすもの。
- ① **運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスク**の特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② 設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。

【優れている(11.25点)】

○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外 <u>に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【良好(3.75点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ ★について、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

【見直し案】

<公募占用指針第8章(3) iv) 運転開始までの事業計画>

【トップランナー (16点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①**に加え、②、③のいずれか**を満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切 になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
- ③ 設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。

【優れている(11.25点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①、②**のいずれか**を満たすもの。
- ① **公募占用指針で示すリスクシナリオ**について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【良好(3.75点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ オに対して具体的かつ有効な対応策が計画され、当該対応策の実現可能性が高い ことを確認できる適切な根拠資料が示されているもの。

【考え方案】

- ・現行制度では、<u>指針で示すリスクシナリオ(次頁参照)への対応</u>が優れていると評価される場合には「良好(3.75点)」評価としているが、<u>優れている・トップランナーの要件にも加える</u>よう、評価基準の見直しを図ることとしてはどうか。
- ・加えて、**当該リスクシナリオへの対応を重点的に評価**を行う観点から、**トップランナーの配点を15点から16点に変更**を行うこととしてはどうか。

(参考) 第2ラウンド公募占用指針に示すリスクシナリオ

②運転開始までの事業計画におけるリスクシナリオ

対応する 評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
	許認可プロセス難航	・建設面(ウィンドファーム認証等)や環境面(環境アセス等)、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク
	設計変更	・環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入 札時点で想定していた設計が変更されるリスク
運転開始までの事業計画 (開発・建設・試運転期間)	主要部品や船舶の調達難航	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク
	建設遅延	・天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク
	地域関係者との調整難航	・開発から試運転までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク

I. ②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より抜粋

③電力安定供給(サプライチェーンの強靱性等)に係るリスクシナリオの重点評価

【現行制度】

<公募占用指針第8章(3) vi)電力安定供給>

【トップランナー (20点)】

○「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&M の取組内容が特に優れていると評価されるもの。

【優れている(15点)】

○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外 <u>に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【良好(5点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ ★について、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

【見直し案】

<公募占用指針第8章(3) vi)電力安定供給>

【トップランナー (20点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①**に加え、②、③のいずれか**を満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
- ③ 安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンやO&M の取組内容が特に優れていると評価されるもの。

【優れている(15点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①**、②のいずれか**を満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切 になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【良好(5点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ <u>オ</u>に対して具体的かつ有効な対応策が計画され、当該対応策の実現可能性が高い ことを確認できる適切な根拠資料が示されているもの。

【考え方案】

・現行制度では、**指針で示すリスクシナリオ(次頁参照)への対応**が優れていると評価される場合には「良好(5点)」評価としているが、**優れている・トップランナーの** 要件にも加えるよう、評価基準の見直しを図ることとしてはどうか。

(参考) 第2ラウンド公募占用指針に示すリスクシナリオ

③電力安定供給におけるリスクシナリオ

対応する 評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
電力安定供給 (運転開始以降を想	部品調達	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク
定)	船舶調達	・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を 十分に調達できなくなるリスク
	人員確保	・維持管理に必要な人員(作業員等)を十分に確保できな くなるリスク

I.②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より抜粋

事業実施体制・事業実施実績に係るリスクシナリオの重点評価

【現行制度】

<公募占用指針第8章(3) ii)事業実施体制・事業実施実績>

【トップランナー (10点)】

○「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に 実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が 具体的に示されているもの。

【優れている(7.5点)】

○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外 に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【ミドルランナー(5点)】

- 「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①~③のいずれも満たすもの。
- ① SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。
- ② SPC の意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。
- ③ 緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。

【良好(2.5点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ ★について、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

【見直し案】

<公募占用指針第8章(3) ii)事業実施体制·事業実施実績>

【トップランナー(<u>6 点</u>)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①、②のいずれも満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【優れている(4.5点)】

- ○「ミドルランナー Iの基準を満たすもののうち、以下の①、②**のいずれか**を満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【ミドルランナー(3点)】

- ○「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①~④のいずれも満たすもの。
- ① SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。
- ② SPC の意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。
- ③ 緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。
- ④ 当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。

【良好(1.5点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ ★に対して具体的かつ有効な対応策が計画され、当該対応策の実現可能性が高い ことを確認できる適切な根拠資料が示されているもの。

【考え方案】

- ・現行制度では、<u>指針で示すリスクシナリオ(次頁参照)への対応</u>が優れていると評価される場合には「良好(2.5点)」評価としているが、<u>優れている・トップランナー</u> <u>の要件にも加える</u>よう、評価基準の見直しを図ることとしてはどうか。
- ・加えて、「事業計画の基盤面」のうち、「資金・収支計画」のリスクシナリオへの対応を重点的に評価を行う観点から、「事業実施体制・事業実施実績」の配点変更を 行うこととしてはどうか。

(参考) 第2ラウンド公募占用指針に示すリスクシナリオ

事業実施体制・事業実施実績におけるリスクシナリオ

対応する 評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
	緊急事態(自然災害やサイバー攻撃 等)への対応体制不備	• 自然災害等により、想定していた建設・運転が中断・休止又は遅延するリスク
事業実施体制	コンソーシアムの事業実施体制構築 不全	コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、 コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク
・事業実施実績	委託事業者(風車メーカー、EPC、 相対取引、O&M 等を含む、事業に 重要な影響を及ぼす契約相手先)と の契約締結難航・契約不履行・解除	 委託事業者との契約交渉(価格面等)が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、又は、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク。 委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク。

I.②確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対応に関する考え方

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より抜粋

運転開始以降の事業計画に係るリスクシナリオの重点評価

【現行制度】

<公募占用指針第8章(3) v)運転開始以降の事業計画>

【トップランナー (5点)】

○「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創 出に特に配慮した計画であると評価されるもの。

【優れている(3.75点)】

○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、<u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外</u> <u>に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【ミドルランナー (2.5点)】

- ○「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①~②のいずれも満たすもの。
- ① 各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。
- ② 撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。

【良好(1.25点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

【見直し案】

<公募占用指針第8章(3) v)運転開始以降の事業計画>

【トップランナー(4点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①**に加え、②、③のいずれか**を満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
- ③ メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。

【優れている(3点)】

- ○「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①、②のいずれかを満たすもの。
- ① <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ</u>について、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの。
- ② <u>公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスク</u>の特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

【ミドルランナー(2点)】

- ○「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②のいずれも満たすもの。
- ① 各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。
- ② 撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。

【良好(1点)】

○「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリ オに対して具体的かつ有効な対応策が計画され、当該対応策の実現可能性が高い ことを確認できる適切な根拠資料が示されているもの。

【考え方案】

- ・現行制度では、指針で示すリスクシナリオ(次頁参照)への対応が優れていると評価される場合には「良好(1.25点)」評価としているが、**優れている・トップランナー の要件にも加える**よう、評価基準の見直しを図ることとしてはどうか。
- ・加えて、「事業計画の実行面」のうち、「運転開始までの事業計画」のリスクシナリオへの対応を重点的に評価を行う観点から、「事業実施体制・事業実施実績」の配 点変更を行うこととしてはどうか。

(参考) 第2ラウンド公募占用指針に示すリスクシナリオ

運転開始以降の事業計画におけるリスクシナリオ

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始以降の	風車基幹部(ローター・ナセル)や海 底ケーブルの損傷	自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、 風車や海底ケーブルが損傷を受けるリスク
事業計画	上記以外の設備の故障	上記以外の設備について、自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、不具合や故障が発生するリスク

I. ③保証金制度のあり方

- 保証金については、落札者の確実な事業実施を担保する観点から、2020年2月に調達価格等算定委員会での議論を経て設定※1。
 - ※1 現行の保証金については、第1次保証金(500円/kW)及び第2次保証金(5,000円/kW)の額については、FIT制度の保証金額を踏襲し、第3次保証金(13,000円/kW)の額については、再エネ海域利用法と類似のルールを運用するオランダやデンマーク、ドイツの例を参考に設定。
- 第2ラウンド公募評価制度見直しの際にも、迅速性評価の採用に対し、遅延を前提とした運開予定日で計画 提案させないためのペナルティとして、遅延による売電期間(収益)の減少に加え、保証金を全額没収することとしている。
- 一方で、前述のとおり、サプライチェーンの逼迫やインフレ等の影響により、世界ではプロジェクトが中断・撤退する事例が複数発生していることから、このような事業環境下であっても事業実施を担保させる効果を及ぼす保証金について、諸外国(ドイツやデンマーク、オランダ)の最新の保証金制度を参考に考え方を整理する。

(諸外国の状況)

- デンマークでは、2015年入札公示のプロジェクトでは750デンマーク・クローネ/kWとしていた保証金を、2020 年入札公示のプロジェクトでは1,100デンマーク・クローネ/kWに変更。ドイツでは、セントラル方式により事業者の開発リスクを抑えたうえで実施されるプロジェクトについては、撤退防止等の観点から、非セントラル方式の2倍の保証金を求めている。
- デンマークやオランダでは、僅かな遅延をもって保証金を全額没収するのはではなく、1ヶ月もしくは6ヶ月毎に 遅延金として段階的に保証金を没収し、1年もしくは2年の大きな遅延時には全ての保証金を没収する制度としている。これは、洋上施工時の事故やサプライチェーン逼迫に伴う遅延など、大規模工事が故に生じ得る様々なリスクの中で、大きな遅延を抑止する制度として採用。

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1を赤字修正

【保証金制度の考え方案】

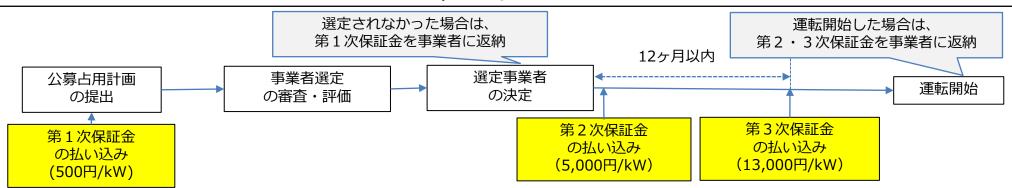
- 諸外国(デンマーク、オランダ、ドイツ)における最新の保証金額の平均を日本の第3次保証金額として設定し、 第2次保証金額も併せて変更する。
- また、迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次保証金を没収し、2年以上の遅延で全額没収する。

		デンマーク (プロジェクト名 : Thor)	オランダ (プロジェクト名:IJmuiden Ver)	ドイツ (プロジェクト名:N-9.1-9.3, N- 11.2,11.3)	日本(現行)	日本(見直し案)
	第1次保証金(不当な入札の防止)	-	-	(セントラル) 50ユーロ(8,073円)/kW	500円/kW	500円/kW
保証金	第2次保証金等 (確実な事業実施 の担保①)	確実な事業実施		_	5,000円/kW	10,000円/kW
壶	第3次保証金等 (確実な事業実施 の担保②)	1,100デンマーク・クローネ (23,702円)/kW ※11億デンマーク・クローネ/PJをkW 単位に換算	100ユーロ (16,146円)/kW ※2億ユーロ/PJをkW単位に換算	(セントラル) 200ユーロ(32,292円)/kW	13,000円/kW	24,000円/kW
	運開遅延金	2億8000万デンマーク・ク ローネ (60億3300万円) /6ヶ月遅延毎	1・2ヶ月:1000万ユーロ (16億1500万円)/月 3ヶ月以降:2000万ユーロ (32億2900万円)/月 ※以後、保証金2億ユーロに 達するまで2000万ユーロ/ 月を没収	・施工完了予定日までに最低1基の運転開始準備ができていない場合:残る保証金の12分の1を毎月没収・施工完了予定日から6ヶ月以内に、計画容量の95%以上が運転開始に至っていない場合:計画容量に対する運転開始がなされていない容量の割合を残る保証金に掛けた金額を没収	保証金の全額没収 (評価点が下がる 場合のみ)	~6カ月 4,000円/kW 6~12か月 8,000円/kW 12~18カ月 16,000円/kW 18~24か月 20,000円/kW 24か月~ 24,000円/kW
	撤退違約金	全額没収	全額没収	全額没収	全額没収	全額没収

(参考)保証金に関する事項①(保証金の納付時期・金額)

(参考) 第55回 調達価格等算定委員会 (2020年2月4日) 資料2より抜粋

- FIT制度の入札では、**適正な入札実施を担保するために第1次保証金(入札時に500円/kW)**を求め、**落札者の確実な事業実施を担保するために第2次保証金(落札時に5,000円/kW)**を求めている。**再エネ海域利用法においても、これらを踏襲する**こととしてはどうか。
- ただし、再工ネ海域利用法と類似のルールを運用するオランダとデンマークの例を見ると、選定時の保証金は我が国のFIT制度とほぼ同等であるものの、**落札後の一定の検討期間(12ヶ月)後に、更に高額な保証金(約13,000円/kW)を設定**している。これは、最終的な投資判断を行う一定の検討期間を設けた上で、その期間の経過後については、海域調査など事業の一部を国が負担していることも踏まえ、より厳格な対応が必要であるためである。
- 我が国おいても、①区域指定のため海域調査などを国が負担しており、太陽光その他電源に比べてより厳格に対応する必要があること、②一方で、公募時点では詳細な海域調査が完了していないなど、最終的な投資判断には一定の期間が必要であること踏まえ、選定から12ヶ月以内に第3次保証金(13,000円/kW)を求めることとしてはどうか。



<諸外国の入札制度における保証金>

		(参考)日本の FIT入札	オランダ	デンマーク	ドイツ	本公募
第1次保証金 (不当な入札の防止)	入札時	500円/kW	なし	なし	100ユーロ/kW (約12,800円/kW)(※)	500円/kW
第2次保証金 (確実な事業実施の担保①)	選定時	5,000円/kW	約29ユーロ/kW (約3650円/kW)	約167デンマーク・クローネ/kW (約2830円/kW)	同上	5,000円/kW
第3次保証金 (確実な事業実施の担保②)	選定12ヶ月後 (一定の検討後)	同上	約100ユーロ/kW (約12,800円/kW)	約750デンマーク・クローネ/kW (約12,750円/kW)	同上	13,000円/kW

- (※) 2021年から完全なセントラル方式に移行。移行期間後は200ユーロ/kW(約25,600円/kW)
- (※) オランダとデンマークでは、入札時には保証金を求めていないが、ドイツでは財務的能力を確認する意味も含め、高額な保証金(約12,800円)を求めている。我が国では、ドイツの事例も参考に入札時にも保証金を求めるが、最終的な投資判断には一定の期間が必要であるため、保証金額は段階的に増額することとし、入札時は太陽光と同額の500円/kWとしている。**32**

I. ④ゼロプレミアム水準に対する考え方

- ゼロプレミアム水準は、供給価格点を一律満点(120点)とする水準であり、FIP制度の下で国民の賦課 金負担に差が生じない、基準価格が市場価格を十分に下回る水準として設定(3円/kWh)。実際、 第2ラウンド公募に参加した全12事業者のうち、9事業者がゼロプレミアム水準による入札であった。
- 他方で、インフレ等により洋上風力を取り巻く事業環境が変化する中で、ゼロプレミアム水準で選定された事業者は、FIP制度によるプレミアム収入は生じず、相対契約等による売電収入のみとなるため、基準価格に適用する価格調整スキームが導入されたとしても、事実上効果は及ばないこととなる。
- 一方、欧米では、事業者が相対取引により売電収入を確保する場合には、インフレ等による費用増加の対策として、オフテイカーとの相対取引契約書に物価変動リスクに関する計算式を織り込んだ形で契約することがある。
- このため、我が国においても物価変動リスクに関する計算式が織り込まれたオフテイカーとの相対取引契約を評価していく観点から、公募占用指針に記載する「資金・収支計画のリスクシナリオ」にある「物価・人件費高騰」の区分に、「インフレ等による調達コスト水準の上昇等をオフテイカーからの売電収入で補填できないリスク」を追記する。
- ■資金・収支計画におけるリスクシナリオ(抜粋・赤字箇所追記)

対応する評価 カテゴリ	リスクシナリオ区分			リスクシナリオの概要
資金·収支 計画	運転開始以 降のキャッ シュフロー	費用増加	物価·人件費 高騰	・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク ・インフレ等による調達コスト水準の上昇等をオフテイカーからの売電収入で補填できないリスク

I. ④ゼロプレミアム案件の容量市場への参加

- 現行制度上、洋上風力も容量市場への参加が可能であるが、FIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用期間中は、参加が認められていない。
- 他方で、再エネ海域利用法の公募案件(海域の占用許可を取得する上でFIP制度の適用が前提となる)には、ゼロプレミアム水準で落札する者が生じている。こうしたゼロプレミアム案件は、FIP制度の適用期間中 に容量市場への参加を認めたとしても、バランシングコスト相当分のFIP交付金を除き、固定費の二重回収 の問題は生じない。
- そこで、バランシングコスト相当分のFIP交付金を受領しないことを条件として、再エネ海域利用法の公募案件のうちゼロプレミアム案件に対し、容量市場への参加を認めることについて、関係審議会で議論していくこととする。
 - ※事業者からは、事業性向上の観点から、ゼロプレミアム案件は容量市場への応札を許容してほしいとの声がある(事業者アンケートより)。

(参考) 容量市場

第32回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小 委員会(2021年3月26日)資料8より抜粋

電力市場で取引される価値

● 日本の電力市場においては、電気の価値を細分化した上で、それぞれの価値を取引する市場が整備されている。このうち、容量市場は、発電することができる能力(kW価値)を取引する市場。

電源等の価値*

取引される価値(商品)

取引される市場

電力量 【kWh価値】

実際に発電された電気



卸電力市場 (スポット、ベースロード市場等)

容量(供給力) 【kW価値】

発電することができる能力



容量市場

調整力 【ΔkW価値】

短時間で需給調整できる能力



調整力公募 →需給調整市場

その他 【環境価値**】 非化石電源で発電された電気 に付随する環境価値



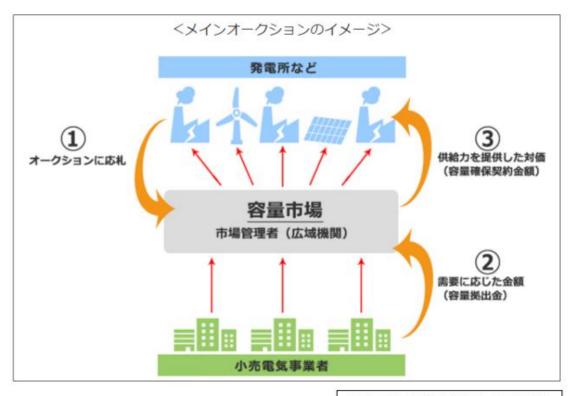
非化石価値取引市場

- (*)上図は電源を想定して記載しているが、ネガワット等は需要制御によって同等の価値を生み出すことが可能。 また、一つの市場において、複数の価値を取り扱う場合も考えられる。
- (**) 環境価値は非化石価値に加えて、それに付随する様々な価値を包含した価値を指す。

(参考) 容量市場

容量市場の仕組み(発電・小売事業者が担う役割)

- 容量市場のオークションには、発電事業者等が応札可能であり、落札した場合、4年後に供給力 を提供することで対価を受け取ることができる。
- 一方、小売電気事業者は、電気事業法により需要に応じた供給力を確保することが求められており、容量市場で確保した供給力の費用を負担する(費用支払いを通じた市場参加)。



電力広域的運営推進機関 HPより抜粋

Ⅱ.価格調整スキームの詳細設計 (総論)

- 大規模な洋上風力発電については、投資額が大きく、総事業期間も長期間となることを踏まえ、その電源投資を確実に完遂させる観点から、FIP制度における基準価格を物価変動に連動させ、民間事業者のみでは取り切れないリスクの一部を制度側で、国民負担には中立的な形で引き受けつつ、その官民リスク分担に応じたIRRを設定する。
- • 物価変動への連動の方式としては、洋上風力発電における事業費の大半を資本費が占めており、資材価格等の変動は事業撤退リスクに直結し得ることを踏まえ、「落札後1度のみ調整を行う方式(1回調整方式)」を採用し、建設期間における資材価格等の変動を基準価格に連動させることが考えられる。
- そのような事業環境整備を行うに当たり、本WGにおいては、**以下のような点に留意して検討**を行った上で、その後、 **調達価格等算定委員会でも更に議論**を行うこととした。
 - ① 収入・費用の変動リスクを低減するためには、米国NY州やNJ州の計算式を参考にしつつ、NEDO着床式 洋上風力発電コスト調査をもとに資本費への影響が大きい費目を特定し、基準価格に連動させる物価指標の選定や係数の設定等について検討することとしてはどうか。また、どのタイミングで基準価格の調整を行うべきか。インフレの場合のみならず、デフレの場合にも調整を行うべきではないか。
 - ② 一時的な物価高騰が落ち着くことを待たずに洋上風力発電設備の建設を進める誘因が働かないようにするとともに、**過大な国民負担が生じることを防ぐ**ため、**価格調整スキームを適用する物価変動率の上限**を検討するべきではないか。
 - ③ 契約や調達などにおける再工ネ発電事業者自身の創意工夫を促すため、価格調整スキームを適用する物価変動率の下限を検討するべきではないか。
 - (※)上記論点に加え、**事業者のリスクプレミアムの低下**を踏まえ、供給価格上限額・基準価格の設定に際して採用する**IRRの引下げ幅**についても、 調達価格等算定委員会にて議論する。
- 本日のWGにおいては、上記論点を踏まえ、**価格調整スキームの詳細設計**について、議論いただきたい。

Ⅱ.諸外国での導入事例

第26回洋 LWG合同会議 (9/26) 資料2より抜粋

- 現在、主要国で採用されている、物価変動に伴う価格調整スキームとしては、①**消費者物価指数といった風力発** 電事業に限定されない、物価全体に係る指標を用いて毎年の物価変動に対する価格調整を行う方式と、②労 務費や資材価格といった風力発電コストに関係する複数の指標を用いて、落札後1度のみ価格調整を行う方式 の2つに大別される。
 - ①英国:CfD制度を開始した2014年から採用。予測が難しい長期的なコスト変動を考慮することで事業リスク低減が可能。
 - ②米国(NY州やNJ州):ウクライナ侵攻等による近年の急激な物価高騰に対応し、事業実施の確実性を高めることが可能。 近年導入された制度。
- なお、欧州委員会が2023年10月に策定した「European Wind Power Action Plan」では、加盟国に推奨す る15のアクションの中に、物価変動に対応した価格調整スキーム(物価変動条項)が含まれている。このため、今 後、欧州主要国に物価変動条項の導入が拡大される可能性がある。

海外主要国における物価変動条項の種類

1年次調整 を行う方式 (年次調整方式)

- 基準価格(事業者による応札価格)に対する物 価調整指標として、消費者物価指数(CPI)等 を用いて、年次調整
- 予測が難しい、運転期間を含む長期的なコスト 変動を考慮し、事業リスクを低減することが主目
- 英国で長期的に運用されてきた実績がある。

②落札後一度のみ 調整を行う方式 (1回調整方式※) ※建設開始直前 に調整

- 基準価格(事業者による応札価格)に対する物 価調整指標として、消費者物価指数(CPI)に 加えて、労賃、鉄鋼、船舶燃料、銅、風車の価 格を採用
- 短期的な価格変動を考慮し、事業実施の確実 性を高めることが制度設計の目的
- ウクライナ侵攻やコロナ禍による急激な物価高騰 への対応として、近年採用されている新しい制度

海外主要国における物価変動条項の有無と種類

国・地域	物価変動条項 有無	物価変動条項 種類	物価変動条項 採用年	デフレ方向 の調整
英国	あり	①年次調整方式	2014	あり
米国(NY州)	あり	②1回調整方式	2022	あり
米国(NJ州)	あり	②1回調整方式	2023	あり
アイルランド	あり	①+② ハイブリッド方式	2023	あり
ドイツ※	あり	(詳細不明)	(詳細不明)	あり
デンマーク*	なし	_	_	_
オランダ※	なし	_	_	_

※欧州委員会が、2023年10月に策定した「European Wind Power Action Plan」では、加盟国 に推奨する15のアクションの中に、物価変動に対応した価格調整が含まれている。また、同Planへのコミッ トメントを示す「EU Wind Charter।には、デンマーク、オランダ、ドイツを含む20以上の加盟国が署名し ている。これらの政策動向を踏まえると、今後欧州主要国に物価変動条項が導入される可能性がある。38

(参考)英米における価格調整に係る計算式

第26回洋上WG合同会議 (9/26) 資料2より抜粋

英国のCfD入札における物価変動調整の計算式

調整後Strike Price=(SP^{base}+ADJ^{base})× // t

$$\Pi_t = \frac{CPI_t}{CPI_{\text{base}}}$$

SPbase :入札時のStrike Price

ADI^{base} : 清算期間におけるStrike Price調整項(基準年換算)

:物価変動調整係数

CPI, : 当該年1月の消費者物価指数

CPI hase : 基準年の消費者物価指数

NY州のOREC入札における物価変動調整の計算式

 $OREC_{adi}$ $= OREC_{bid}*(0.2+0.3*\frac{Index_{T,labor}}{Index_{B,labor}} + 0.08*\frac{Index_{T,Steel}}{Index_{B,Steel}} + 0.07*\frac{Index_{T,fabrication}}{Index_{B,fabrication}} + 0.03*\frac{Index_{T,copper}}{Index_{B,copper}} + 0.02*\frac{Index_{T,ULSD}}{Index_{B,ULSD}} + 0.15$

 $*\frac{Index_{T,CPI(EU)}}{Index_{B,CPI(EU)}} + 0.15 * \frac{Index_{T,CPI(US)}}{Index_{B,CPI(US)}})$

ウェイト付け

OREC_{adi}:物価変動調整後のOREC価格

OREC_{hid}:物価変動調整前のOREC価格

Index_{Ri}:公募開始日6か月前からの各指標の平均値

(i:Labor(労働), Steel(鉄鋼), Fabrication(機械製造), Copper(銅), ULSD(船舶燃料), CPI(EU), CPI(US))

 $Index_{T,i}$:物価変動調整時点 * から前後3か月間の各指標の 平均值

※第4回まではBOEMによる計画認可日、第5回はBOEMによる計画認可日また はNY州の計画認可日のいずれか遅い方

V — 11 10 17					
指標	第3回入札 ¹	第4回入札 ²	第5回入札3		
定数項	0.2	0.2	0.2		
労賃 (Labor)	0.3	0.3	0.3		
機械製造 (Fabrication)	0.25	0.25	0.07		
鉄鋼 (Steel)	0.10	0.10	0.08		
船舶燃料 (ULSD)	0.10	0.10	0.02		
銅 (Copper)	0.05	0.05	0.03		
米国の消費者物価指数(CPI)	_	_	0.15		
EUの消費者物価指数(CPI)	_	_	0.15		
			20		

Ⅱ.諸外国で導入されている調整条項(価格調整スキーム)の導入検討

第26回洋上WG合同会議 (9/26) 資料2より抜粋

- 洋上風力発電は**事業費の大半を資本費が占めており、資材価格等の変動は事業撤退リスクに直結**し得る。
- こうした点を踏まえ、日本においては「②落札後1度のみ調整を行う方式(1回調整方式)」を採用し、建設期間における資材価格等の変動を基準価格に連動させることとしてはどうか。
 - ※なお、FIT/FIP制度は、**国民負担を抑制**しつつ**投資の予見性を確保**する観点から、調達期間/交付期間にわたって、**調達価格/基準価格を固定**することとしている。仮に、本スキームを導入する場合は、**洋上風力における資材価格等の変動リスクの大きさを考慮した、例外的な措置**となることに留意が必要。
- その際、米国NY州やNJ州の計算式を参考にしつつ、NEDO着床式洋上風力発電コスト調査をもとに資本費への影響が大きい費目を特定し、基準価格に連動させる物価指標の選定や係数の設定等について検討することとしてはどうか。

<資本費の構成と諸項目の概要>

項目	概要			
風力発電機設備費	風力発電設備の費用は当該設備の出力に比例するものと仮定。			
基礎構造物設備費	モノパイル式の基礎構造物の設備費は重量に比例するものと仮定。			
アレイケーブル設備費	洋上風力発電設備の配置を正方形格子等間隔とした場合のアレイケーブルの長さを想定。			
送電ケーブル設備費	事故等の発生時の冗長性確保のため、送電ケーブルを2本敷設する場合を想定。			
変電所設備費	陸上発電所設備の費用を想定。			
工事費	工事費=基礎工事費+風車工事費+ケーブル工事費+洋上変電所工事費+その他施工費			
	洋上における工事は、気象や海象の影響を受けるため、風速や波高によって施工日数が限られる。 施工日数が施工期間(1年/船舶供用係数と想定)を過ぎた場合、次年度以降に引き続き工事を実施するものと想定。			
港湾費	工事等で港湾を使用する際に係る費用。英国の事例等を踏まえ風車基数に比例するものと想定。			
設計·調査費	英国の事例等を踏まえ、資本費の5%と想定。			
地盤条件補正項	ジャケット式の場合、水深に比例する補正項を適用。			

出典:着床式洋上ウィンドファーム等の事業性評価に関する検討(中間報告) 2022年11月

Ⅱ.価格調整スキームの詳細設計(考慮すべき物価指数)

%15MW風車を用いた、500MWのウィンドファーム (第1 \sim 3ラウンドの平均)を想定。

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1より抜粋

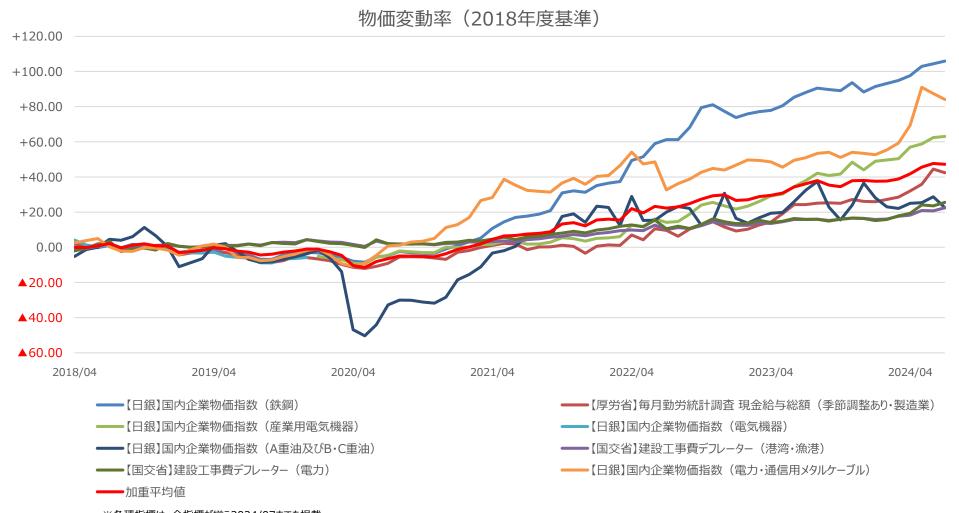
- 仮に、第1~3ラウンド公募の自然条件をもとに、最新の**NEDO着床式洋上風力発電コストモデル**を活用して 着床式洋上風力発電の**資本費の構成比**を求めると、下表のとおり。
- <u>資本費に占める割合の大きい風車、施工、基礎、ケーブル費用に着目し、下表に記載するような物価指数を</u> 価格調整スキームにおいて考慮することとしてはどうか。
 - ※風車については、為替の変動を考慮し、円/ユーロの為替レートを物価指数に乗じる。但し、為替の影響が既に織り込まれている燃料費については、為替を考慮しない。
- なお、同試算において、**資本費と運転維持費の比率は7:3**であり、建設期間における資材価格等の変動を基準価格に連動させるため、価格調整スキームにおいては基準価格のうち7/10を物価指数と連動させることとしてはどうか。
 - ※資本費と運転維持費の比を算出するに当たっては、コスト検証WGを参考に、割引率3%で運転維持費を割り引いて現在価値を算出している。

く資本費の構成>

			(32° T'32°) 113100'	
費目	費用 [万円/kW]	割合	参照する物価指数の例	備考
風車	22.84	55%	 【日銀】国内企業物価指数(鉄鋼) 【厚労省】毎月勤労統計調査 現金給与総額 季節調整済指数及び増減率-就業形態計(5人以上)(製造業) 【日銀】国内企業物価指数(産業用電気機器) 【日銀】国内企業物価指数(A重油/B重油・C重油) 	 風車の費用としては、材料費、労務費、その他製造にかかる費用(製造費、 燃料費)に大別でき、これらのコストを1:1:1:1と捉える。 風車の素材の大半は鉄鋼であるため、材料費は鉄鋼価格の指数を、労務 費は製造業の人件費の指数を、その他製造にかかる費用は製造費や輸送 費であるため、産業用電気機器と船舶燃料である重油の価格指数を使用する。重油について、洋上施工等で使用する船舶の燃料には、A重油もC重油も使用されうるため、「A重油」及び「B重油・C重油」の平均を使用する。
施工	13.24	32%	【国交省】建設工事費デフレーター(港湾・漁港)【国交省】建設工事費デフレーター(電力)	 施工の費用としては、洋上施工、陸上施工にかかる費用に大別でき、これらのコストを5:3と捉える。 建設工事費デフレーターの工事種類の項目として、住宅、道路、鉄道、空港、港湾・漁港、電力等があるが、洋上施工については、洋上施工費に一番近しい港湾・漁港での建設工事費の指数を使用する。 陸上施工については、陸上施工費に一番近しい電力に関する建設工事費の指数を使用する。
基礎	2.39	6%	• 【日銀】国内企業物価指数(鉄鋼)	• 基礎の費用は鋼材価格をベースに算出されており、基礎の素材の大半は鉄鋼であるため、鉄鋼価格の指数を使用する。
アレイケーブル・ エクスポートケーブル	1.97	5%	・【日銀】国内企業物価指数(電力・通信用メタルケーブル)	• 現状、洋上用電力ケーブルのみを参照する指数はないため、 <u>電力ケーブルを</u> 含んだ 電力・通信用メタルケーブル 価格の指数を使用する。
変電所	0.69	2%	_	_
港湾	0.05	0%	_	- 41

(参考)物価変動率のイメージ

2018年度を基準として、洋上風力発電設備の資本費における各費目の構成比で加重平均した物価指数の推移は以下赤線のとおり。



[※]各種指標は、全指標が揃う2024/07までを掲載。 なお、国内企業物価指数(産業用電気機器)は2020/01以降のデータしかないことから、2019/12までは、その上位階層の集計である国内企業物価指数(電気機器)で算定している。

Ⅱ.価格調整スキームの詳細設計 (調整のタイミング)

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1を<mark>赤字修正</mark>

- 再エネ海域利用法に基づく公募において、公募参加予定者は見積りにより公募占用計画に記載する供給価格を 決定しているところ、見積り時点(公募参加時点)において、洋上風力発電設備の調達・施工に要する費用が 確定しているものではない。
- 一般的には、洋上工事開始前に、主な調達・施工に必要な契約が締結され、その時点で調達・施工に要する費用が概ね確定するため、見積りから洋上工事開始前までの物価変動が、調達・施工に要する費用に大きく影響する。
- 以上を踏まえ、**基準価格に連動させる物価変動率(調整変動率)**の算定に必要な**変動前物価指数と変動後** 物価指数については、以下のとおり期間における物価指数の加重平均を用いて設定することとしてはどうか。

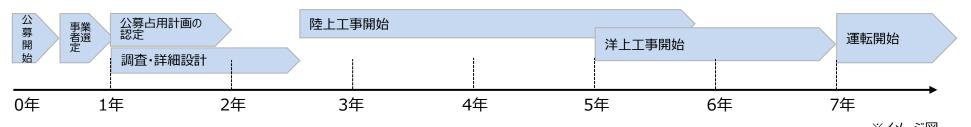
<変動**前**物価指数>

公募開始直前の1年間における物価水準を参照。

<変動**後**物価指数>

見積りから洋上工事開始までの物価変動を基準価格に反映させるため、公募占用計画に記載された<u>(電事法</u> 第48条に規定する)工事計画の届出予定日から直前1年間における物価水準を参照。

● また、インフレの場合と同様の方式により、デフレの場合にも基準価格を物価変動に連動させることとしてはどうか。



Ⅱ.価格調整スキームの詳細設計(価格調整スキームを適用する物価変動率の上下限)

第27回洋上WG合同会議 (10/10) 資料1を赤字修正

<上限の設定>

- <u>過大な国民負担の抑制</u>を促す観点から、<u>価格調整スキームを適用する物価変動率の上限</u>を設け、<u>設定した上限以上の物価</u> 変動が生じた場合、基準価格に連動させるのは当該上限の割合までとすることが考えられる。
 - ※物価変動調整の上限は、**米国NJ州において±15%**とされている。
- **諸外国においては、洋上風力発電事業の撤退**が相次いでいるところ、これは**ウクライナ危機による世界的なサプライチェーンの混 乱等による足元の急激な物価上昇に起因**したものである。
- こうした状況を踏まえ、上限については、足下の物価上昇率の水準を勘案し、同様の物価上昇にも対応可能なものとしつつ、具体的な上限の割合は、国民負担の抑制の観点にも鑑み、調達価格等算定委員会で議論いただくこととしてはどうか。

<下限の設定>

- 諸外国の制度においては価格調整スキームの下限は確認されていないが、価格調整スキームは、民間事業者のみでは取り切れ ないリスクへの制度対応であることを踏まえると、民間事業者による適切なリスク評価・リスク分担、契約や調達などにおける再工 ネ発電事業者自身の創意工夫を促す観点から、価格調整スキームを適用する物価変動率の下限を設けることが考えられる。
- **下限**については、IRR設定に際して**資金調達コストに上乗せして考慮するリスクプレミアム**等を勘案することとし、**具体的な下限の 割合は、IRRの設定と併せて、調達価格等算定委員会で議論いただく**こととしてはどうか。
 - ※金融機関や監査法人等へのヒアリングによると、国内の洋上風力発電事業への<u>融資に際しては、元利金の1.3倍程度のフリーキャッシュフローが見込まれることの確認が</u>なされている。また、FIP制度においては、<u>PPAを締結している場合、オフテイカーへの価格転嫁も可能</u>となる。

くその他論点>

● 物価変動率が設定した上限から下限の間である場合についても、下限以下の部分については、民間事業者のみで対応可能な物価変動リスクであると考えられる。そのため、基準価格に連動させる調整変動率は、変動前物価指数と変動後物価指数の比により算出した変動率から、下限の割合を減じた割合とすることとしてはどうか。

<基準価格に乗じる物価変動条項>

物価変動条項 = CAPEX比率 \times 調整変動率 = $\frac{7}{10} \times \left[\begin{array}{c} \underline{z}$ 動後物価指数 - 下限 \underline{z} 変動前物価指数 - 下限

Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

- 世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ、為替変動の影響により、**風車の主要製品等の価格が上昇し、プロジェクトの事業性に影響**を与えている。特に、ブレードやナセル等の主要製品の価格上昇は影響が大きく、**製品間の競争環境を維持しながら、コスト低減を図っていくことが重要**となってきている。
- 他方で、公募占用計画において、ブレードやナセル等の主要製品について計画変更することは、関連するサプラ イチェーンも連動して影響を及ぼすことから、慎重な判断が必要となる。
- このため、<u>風車メーカーの撤退等の一定の要件を満たした場合に限り主要製品の変更も認めるなど、考え方を整理</u>※1する。その際、<u>迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することから、当該要件</u>についても整理※2する。
 - ※1 風車メーカー等に係る変更については、第2ラウンド公募占用指針のパブコメ回答として、「風車メーカーが撤退した場合は、 その時点で公募占用計画が取り消されるわけではなく、公募占用指針第9章(5)に基づく計画変更を行うことができれば 事業を継続することができる(No.22)」と回答している。
- また、サプライチェーンの強靱化を図るためには、更なる国内サプライチェーンの構築と成熟が必要となることから、<u>電力安定供給(サプライチェーンの強靱化)の評価点が高くなるような計画変更については奨励すべく、考え方を整理</u>する。

Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

第26回洋上WG合同会議 (9/26) 資料2より抜粋

再エネ海域利用法第18条第2項(公募占用計画の変更等)

- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。
- 一 変更後の公募占用計画が第十五条第一項第一号から第三号までに掲 げる基準を満たしていること。
- 二 <u>当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること</u>又は<u>やむを得ない事情があること</u>。

第2ラウンド公募占用指針 (第9章(5)公募占用計画の変更に係る事項)

1)変更を認める場合の基準

・・・・なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断する。

また、変更の認定の判断に当たっては、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

風車メーカー等の計画変更に係る要件の整理

- •風車メーカー等の変更を「やむを得ない事情」として整理するためには、**以下の2点をいずれも満たすことを要件**とする。
- ①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載された<u>リス</u>クシナリオを遥かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。
- ②その上で、相手側との価格交渉の結果、<u>相手側から契</u> <u>約解除等の申し出があった場合など、事業継続のために</u> 変更せざるを得ない状況であること。

電力安定供給が高まる計画変更に係る要件の整理

•電力安定供給の評価点が高くなるような計画変更については、「公共の利益の一層の増進に寄与する」ものとする。

風車メーカー等の計画変更に係る要件の整理

- ・風車メーカー等の変更は環境アセスやWF認証などに影響するため、1~2年程度運転開始時期が遅れることが想定されるため、迅速性の評価点が下がることが見込まれる。
- ・このため、変更申請を行う事業者に対しては、**下がった評** 価点を上げるための追加的な取組を求めていく。(例えば、 電力の安定供給(サプライチェーンの強靱化)についての 追加的な取組等)
- ・上記要件を踏まえた上で、個々の変更申請については、第 三者委員会の意見も踏まえて判断していくこととする。

第2ラウンド公募占用指針 (第5章(3)保証金に関する事項)

- 3) 保証金の没収に関する事項
 - ii) 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由(没収事由7: 全額没収)

当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、<u>迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始(※)をしなかったこと</u>(ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。)

- ※運転開始:市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること
- 4) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除
 - ii) 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除を受けるための要件
 - ・・・・没収事由 7 については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすもの又は<u>③、④の要件をどちらも満たすもの</u>とする。・・・
 - ① (激甚災害による直接の被害)
 - ② (武力行使による直接の被害)
 - ③ 選定事業者の自己の過失によらないものであること
 - ④ 当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること

保証金没収要件の整理

- •迅速性の評価点が下がってしまう日までに運転開始をしなかった場合には、保証金を全額没収することとしているが、**免除要件として以下の3点を規定**している。
 - ○激甚災害による直接の被害
 - ○武力行使による直接の被害
 - ○その他当事者のコントロールまたは回避が可能では ない事象
- ・また、その他当事者のコントロールまたは回避が可能ではない事象としては、「選定事業者の自己の過失によらないものであること」を要件の一つとしているが、当該要件について、以下のとおり整理する。
- ○自己の過失による事象
 - ・施工不良に伴う遅延
 - ・地質調査不足に伴う遅延
 - ・サプライヤー由来の遅延 など
- ○自己の過失によらない事象
 - ・地震に伴う遅延
 - ・極端な気象条件に伴う遅延
 - ・パンデミックに伴う遅延
 - ・行政の責による許認可遅延 など

- 1. 前回(第27回洋上WG合同会議(10/10))の主な 御指摘事項
- 2. 事業者ヒアリングの結果概要
- 3. 前回議論を踏まえた具体的な考え方案の整理
- 4. 残る論点についての考え方

価格評価点のあり方について

- 供給価格点評価は、技術革新とコスト低減が日進月歩で進んでいることを踏まえ、**最低供給価格を提案した事業者を基本として以下の算定式により評価**している。当該算定式は、最低供給価格の提案者と次点の提案者の価格差が同じであっても、**最低供給価格が低くなるほど、供給価格点差が大きくなる特徴**がある。
 - 供給価格点=(公募参加者の最低供給価格/提案者の供給価格)×120点
- 当該算定式では、例えばゼロプレミアム水準(3円/kWh)での入札があった場合、次点の事業者が仮にプレミアム収入の生じない参照価格以下である9円/kWhで入札しても、その点差は80点となり、事業実現性評価(120点)で挽回が困難となるレベルの点差となる。このため、1事業者でもゼロプレミアム水準での入札があった場合には、事実上、他の事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組みとなっている。
- これは、国民の賦課金負担に差が生じないゼロプレミアム水準での入札を促す観点からは有効な仕組みであり、 引き続き、制度設計に当たって、国民負担の抑制は大前提である。
- その上で、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点からは、現行のゼロプレミアム水準より高い供給価格であっても、一定程度安価な入札であれば国民負担の抑制効果が生じ得るという点を踏まえ、収入・費用の変動といった環境変化に対しても強靱な事業組成が促されるよう、価格評価点のあり方を見直してはどうか。
- 具体的には、以下の点について検討することとしてはどうか。
 - 1. プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準を設定してはどうか。
 - 2. その際、新たな水準を価格点として何点と評価すべきか。
 - 3. 新たな水準の前後をどのように評価すべきか。

価格評価点のあり方について

- 価格評価点について、以下の3点について検討することとしてはどうか。
 - 1. プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準をどのように決めていくか。また、その価格をいくらにするか。
 - 2. 新たな水準を価格点として何点と評価すべきか。
 - 3. 新たな水準の前後の価格点をどのように評価すべきか。

